

Q1. 今までの健診と何が変わるのですか？

A1 健診と合わせ保健指導の実施が義務付けられました。

今まで

対象：40歳以上の全町民
目的：病気の早期発見・治療
実施主体：町

これから（平成20年4月～）

対象：40歳～74歳までの
国民健康保険加入者
目的：生活習慣病のリスクを発見し、保健指導を受けるきっかけとする。
実施主体：医療保険者
（町国民健康保険）

注）がん検診・後期高齢者（原則75歳以上）は従来どおり、町で受けられます。

Q2. 保健指導ってどんなことをするの？

A2 特定健診で「生活習慣病の危険性がある」と結果が出た人には、予防のために、専門家（保健師・管理栄養士など）のサポートが行われます。一人ひとりの生活に合った改善策を一緒に考えます。
ぜひ活用して健康づくりにいかしましょう。

※詳しくは、町民課国保年金係 ☎② 1 1 1
保健福祉課保健係 ☎① 6 0 3
にお問い合わせください。



医療制度改革により、今までの基本健康診査として実施してきた健診は、4月から次のとおり対象者の変更とメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防を目的とした健診に変わりますのでお知らせします。

神崎町の健診が変わります！

平成20年4月から

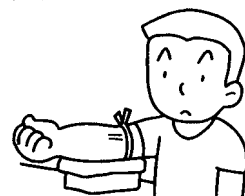
特定健診・保健指導がはじまります



高齢者人口の増加に伴い、介護保険を利用する方が増加しています。まだまだ介護は必要でないけれど、少しずつ気持ちや体が以前のように動かないという方も多くなっています。あなたも介護予防検診を受けて、自分らしいからだづくりや気持ちづくりを考えてみませんか？

- ① 4月上旬に65歳以上の方に「生活すこやか調査票」を送付しますので、よくお読みになって記載をお願いします。
- ② 4月14日～25日（土日除く）、お近くの会場で調査票をもとに「生活すこやか調査」を行ないます。ここで介護予防検診に該当となる方を選定します。会場は広報4月号でお知らせします。
- ③ 7月1日～3日（神崎ふれあいプラザ）、血液・心電図検査、医師の診察を含む介護予防検診を実施します。

◇お問い合わせ 神崎町地域包括支援センター ☎① 6 0 7



介護予防検診は
特定健診と別々で行います